

回 答 書

令和8年9月15日

西部臨海土地造成地分譲等に係る
公募型プロポーザル参加予定事業者 各位

四国中央市都市整備部港湾課

西部臨海土地造成地分譲等に係る公募型プロポーザルについて、照会のありました質問事項に対する回答は、次のとおりです。

質問番号	質問箇所	質問内容	回答
1	分譲等要領 (P 4) 2. 分譲等の単位 ○利用形態	利用形態の(2) 暫定利用後取得型には「希望対象地の一部を購入、一部を貸付」とした提案は含まれますか。	お見込みのとおり、(2) 暫定利用後取得型には、「希望対象地の一部を購入、一部を貸付」とするご提案も含まれます。ただし、以下のとおり一部の施設等については制限がございます。 岸壁【①、②】につきましては、その施設の性質上、1つの岸壁の中で分割して「一部購入・一部貸付」とするご提案は認められません。 なお、岸壁ごとに利用形態を分けるご提案(例：岸壁【①】を購入、岸壁【②】を貸付とする)につきましては可能です。 一方、その背後地【③】及び背後地【④】につきましては、お見込みのとおり「希望対象地の一部を購入、一部を貸付」とするご提案が可能となります。

2	分譲等要領 (P 4) 2. 分譲等の 単位	「(3)大江3号岸壁【①】 及び背後地【③】の一部」 及び「(4)大江4号岸壁 【②】及び背後地【③】の 一部」の「背後地【③】の 一部」に関し、企業側で 希望する広さ・形状を提 案・申請することは可能 でしょうか。また、最小・ 最大面積、形状変更の制 約(道路・インフラ・他区 画との調整等)があれば ご教示ください。	岸壁【①、②】につきましては、その 施設の性質上、それぞれを分割してのご 提案は認められません。 一方、その背後地【③】につきまして は、ご希望の面積や形状によるご提案が 可能であり、背後地【④】につきまして も同様に、ご希望に応じたご提案が可能 となります。 また、区画の分割を伴うご提案につ きましては、最小・最大面積や形状の変 更に関する特段の制約は設けておりませ んが、最終的な場所、範囲及び面積につ きましては、本市との協議により決定す ることとなります。 なお、区画の分割を伴うご提案の場 合、分譲又は貸付予定単価が変動するこ とがあります。
3	分譲等要領 (P 4) 3. 分譲又は 貸付予定単 価	価格の設定について、可 能な範囲で概要をご教示 ください。	価格については、岸壁を含む当該地の 造成に要した費用並びに起債償還完了 年度である令和17年度末までの収支見 通しを踏まえ、分譲予定単価を設定して おります。
4	分譲等要領 (P 14, 15) ○公共施設 の配置及び 規模の概要	募集対象地への進入路 (車両・重機搬入路)に ついて、現在は整備され ていないとの認識でよろ しいでしょうか。今後、 公道からのアクセスのた めの道路整備の予定はあ りますか。	お見込みのとおり、現状におきまして は西側に隣接する臨港道路以外の進入 路はありません。 今後、提案事業の内容、交通動線、防 災機能、公共性その他行政上必要と認め る場合には、本市において対象地内に管 理用道路や排水施設、その他公共施設を 設置又は整備することができるとして おります。

※質問内容につきましては、提案内容の漏洩や企業の特典等を防ぐため、実際の質問内容の一部を変更して掲載する場合があります。